

# 保証被害110番

～弁護士による無料電話法律相談～

賃貸借の保証人になってしまった！親族の会社の保証人になったが今後どのような問題が起こりえるのだろうか？連帯保証の相続手続は？賃貸借の保証会社とトラブルになってしまった！

この様なことでお困りの方はいらっしゃいませんか？

過剰な債務について連帯保証契約を締結させられたり、金融機関等から十分な説明を受けずに連帯保証契約を締結させられたりして、破綻に追い込まれる保証人が後をたちません。

また、近時は、保証人を紹介するなど称して不当な金員を請求したり、詐欺的な手段によって、多重債務者や資力のない者の連帯保証契約を締結させるなどのトラブルが「保証人紹介業」者なる業者によって、全国的に引き起こされています。

兵庫県弁護士会では、被害の実態把握及び予防、救済の方法を検討するため、弁護士による無料電話法律相談を開催します。

ご相談は無料、秘密厳守です。1人で悩まずお気軽にご相談下さい。

## 保証被害110番について

日時 2012年5月17日(木)  
10:00～16:00

5078 - 341 - 8401

(当日のみの臨時電話)

主催・問合せ先 兵庫県弁護士会消費者被害救済センター  
Tel 078-341-1810

